

島交規乙第477号
平成30年7月23日

関係所属長 殿

保存期間	5年
------	----

島根県警察本部長

一般道路における最高速度規制の点検・見直しに係る点検対象区間の追加及び推進計画の見直しについて（通達）

一般道路における最高速度規制の点検・見直しに係る点検対象区間については、「一般道路における交通事故抑止に資する総合的な速度管理の推進について」（平成29年12月20日島交規甲第628号本部長通達。以下「本通達」という。）に基づき、点検対象区間を選定したところであるが、現行の最高速度規制の実施基準に改めた平成21年度以降の点検・見直しにおける点検対象区間は、県下全体で3分の1を下回り、全国平均から見ても低調な結果となった。

しかし、県民へ理解される速度規制を実現するためには、実勢速度を尊重した速度規制の見直しや運転者に分かりやすい速度規制の実施を行うことが必要である他、「最高速度規制の点検・見直し等の更なる推進について」（平成26年5月29日島交規甲第882号本部長通達。）に基づく平成26年度から平成28年度の実績結果を分析すると、規制速度の引上げを実施した多くの路線においては、実勢速度の上昇傾向や交通事故の増加傾向は見られないという結果も得られていることから、本通達に基づく平成32年度までの取組においては、より幅広く最高速度規制の点検を実施し、併せて積極的な規制速度の引上げを行うことにより、より一層合理的な最高速度規制の点検・見直しを実施することが求められる。

こうしたことから、当県においては下記のとおり点検対象路線を追加することとしたので、各警察署にあっては、点検対象路線追加に伴う見直し推進計画を再策定し、点検・見直し要領に基づき見直しを積極的に推進することで、一般道路における交通事故抑止に資する総合的な速度管理に努められたい。

なお、「一般道路における交通事故抑止に資する総合的な速度管理の推進に係る点検見直し要領について」（平成30年4月18日島交規第253号交通規制課長通知。）は、平成30年7月22日限り、その効力を失う。

記

1 見直し対象路線の追加

本通達2、(1)のアに基づく調査結果において、規制速度と実勢速度の乖離が10km/h未満であった路線を追加し、別添「対象路線調査表」に示す路線を決定した。

2 点検・見直し計画の推進

点検対象区間の追加に伴う新たな点検・見直し計画を策定し、別添「対象路線調査表」に示された項目について、別添「対象路線調査表記入要領」により点検・見直しを積極的に推進すること。

3 点検・見直し計画の報告

点検対象区間の追加に伴う点検・見直し計画について、別添「対象路線調査表」により平成30年8月31日までに報告すること。

4 その他

点検・見直し計画に基づき、平成30年度末までに実施した点検・見直しの推進状況の報告については、別途通知する。

別添 〔略〕